

## 「小林ビジネス支援センター」インキュベーションマネージャー募集要領

小林商工会議所では小林市と連携し、中心市街地に建設されたTENAMUビル2階に小林ビジネス支援センター（以下、「支援センター」という。）を設置。創業セミナーや小規模事業者のための個別相談会を開催し創業支援や雇用創出、ひいては中心市街地の活性化となる事業に取り組んでいます。

この施設の中に、オープン型のインキュベーションスペースを整備いたしました。ここでは、最長1年間、創業希望者や創業して間もない方に対しスペースの有料貸出や創業支援のみならず、すべての事業者の支援を一括で対応できる窓口としての機能を有し、専門家等による総合的な経営支援を実施していきます。

今回、この支援センターにおいて、創業希望者等の総合的な支援および既存事業者の現状を把握し伴走型の支援者として、一緒に行動し、適切なアドバイスなどを行うインキュベーションマネージャーを募集いたします。

本事業を理解し、協力姿勢を持って意欲的に業務に取り組んでいただける多くの方のご応募をお待ちしております。

### 1. 募集職種及び人数

インキュベーションマネージャー 1名

### 2. 応募資格（書類選考基準の一部となります。）

次に掲げる能力、知識、経験等を有している方。

- (1) 小林市に居住している又は居住できること。
- (2) 本事業を理解し、協力姿勢を持って意欲的に業務が行えること。
- (3) 経営全般に関する基本的な知識及び創業希望者、ベンチャー企業、中小企業等の支援の経験を有すること。
- (4) コミュニケーション能力に優れ、起業創業者・経営者等からの経営相談に対して親身に寄り添い、課題を抽出し一定の解決策を提示できる能力を有すること。
- (5) 資金コーディネート、販路拡大、IT、生産管理、雇用創出、人材確保等の得意分野を有すること。
- (6) 創業希望者等の支援にとって有効な外部ネットワーク（企業や関係機関、専門家等とのネットワーク）を有すること又は外部ネットワークを構築しようと積極的に取り組むことができること。

- (7) パソコン（ワード、エクセル等）の基本的スキルを有し、パソコンによる報告書等の作成など事務処理ができること。
- (8) 普通自動車免許を有すること。
- (9) 市税等を滞納していないこと。
- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び第6号に規定する暴力団員でないこと。また、これら暴力団及び暴力団員と密接な関係を有していないこと。

### 3. 応募方法

#### (1) 応募期間

平成30年1月29日(月)から平成30年2月20日(火) 17時まで

#### (2) 提出書類・方法

次の3つの書類（各1部）を持参又は郵送（募集期限までに必着）してください。

- ① 履歴書（写真添付・一般的な様式で可）
- ② 職務経歴・業務実績書（A4版5ページ以内）
  - ・所属した団体名のみではなく、具体的な経歴、業務実績内容を記載してください。
  - ・「2. 応募資格」に掲げる実績等（特に外部ネットワーク）を示す事項については具体的に記載してください。
- ③ 応募理由書（A4版2,000字程度）
  - ・応募された動機やインキュベーションに関して自らの経験をどの様に活かせるのかについて記載してください。

#### (3) 提出場所

〒886-8502

宮崎県小林市細野1897番地 TENAMUビル2階

小林商工会議所 中小企業相談所

### 4. 委託条件等

#### (1) 契約形態（業務委託契約）

・雇用契約ではありません。なお、個人の場合は、開業届出書を税務署に提出していただき、「個人事業主」になっていただく必要があります。

#### (2) 契約期間

・平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

- ・委託契約は、国・県・市の補助金を財源としているため、補助事業の採択結果により、契約期間等が変更になる場合があります。
- ・契約期間終了後は、実績により双方協議の上、更新する場合があります。
- ・契約期間中であっても、業務への適応性や実績等により、協議の上解約することがあります。

(3) 施設の名称・場所

- ・名称：小林ビジネス支援センター
- ・場所：小林市細野 1897 番地 TENAMU ビル 2 階

(4) 委託料

- ・月額 1,150 千円（消費税別）

《委託費には、施設の賃料 104 千円・共益費 26 千円（消費税別）、水道光熱費など運営に係る全ての経費が含まれます。》

- ・委託料は、国・県・市の補助金を財源としているため、補助事業の採択結果により、委託料等が変更になる場合があります。
- ・勤務日は「支援センター」の定める勤務日とします。  
(休日は土曜日、日曜日、祝日、年末年始)
- ・原則として午前 8 時 15 分から午後 5 時 00 分までとします。

(5) その他

- ・本事業に支障のない範囲内において、必要に応じて、副業（利益相反になる行為は禁止）を認める場合もあります。
- ・副業をされる場合においては、所定の書類を提出していただき、支障が生じていると判断した場合は、協議の上、契約を解約する場合があります。

5. 主な業務内容

支援センター使用者及び小林市における創業希望者等に対する創業・経営支援に関する企画・立案及びそれらの伴走型の支援の実施

- (1) 使用者に対する定期的なヒアリング・面談の実施
- (2) 使用者の抱える課題等に対する助言・指導
- (3) 使用者の事業計画の進捗状況の管理や各種支援の実施（支援機関、支援制度の紹介）
- (4) 使用者同士や支援センター卒業企業等との交流の企画・運営
- (5) 支援センター卒業企業の追跡調査とフォローアップ
- (6) 小林市における創業間もない者（企業）の調査とフォローアップ
- (7) 使用者間及び市内外の企業・個人事業者等とのマッチング

- (8) 使用者への助言等に必要と認められる調査の実施
- (9) 小林市における創業や起業に係る機運の情勢（定例相談会の実施など）
- (10) 上記に係る活動実績報告書等の提出

## 6. 選考方法

選考は、提出いただいた書類による「書類選考」と質疑応答を交えた「面接試験及びプレゼンテーション」で行います。

### (1) 第1次審査（書類選考）

・「2 応募資格」を基に、提出いただくすべての書類が審査対象になります。

・書類選考の結果は、平成30年2月22日付け文書で通知します。

### (2) 第2次審査（面接試験及びプレゼンテーション）

書類審査の合格者に対し、個人面接を行い、可否を決定します。

（詳細については、第1次審査合格通知の際にお知らせします。）

## 7. その他

(1) 選考過程・審査結果に関するお問い合わせについては、一切お答えできません。

(2) 提出された書類は採用の資料に使用するもので、他の目的には使用いたしません。

(3) 提出書類は返却しませんのでご了承ください。また、提出書類において虚偽の記載があった場合は採用を取り消します。

(4) 応募書類作成、送付等に係る費用、面接審査出席のための交通費等については応募者の自己負担となります。

(5) 本業務は、国・県・市の補助金で委託料を賄う予定です。

## 8. 問合せ先

〒886-8502

宮崎県小林市細野 1897 番地 TENAMU ビル 2 階

小林商工会議所 中小企業相談所 指導課 担当：後藤・兒玉

電話：0984-23-4121 FAX：0984-22-7667

Mail:k-cci@miyazaki-cci.or.jp